

病院の非常用電源の確保及び点検状況調査票記入要領

1. 設置主体については、「国立（国立大学法人、独立行政法人、国立研究開発法人含む）」、「公立（国保組合、一部事務組合、地方独立行政法人含む）」、「公的（日赤、済生会、厚生連、北社協）」、「民間その他」のいずれかを選択して下さい。
 - ・国立 : 国が設置する病院のほか、独立行政法人、国立大学法人、国立研究開発法人が設置する病院も含まれます。
 - ・公立 : 自治体が設置する病院のほか、国民健康保険組合、一部事務組合、地方独立行政法人が設置する病院も含まれます。
 - ・公的 : 日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が設置する病院。
 - ・民間その他 : 上記以外の団体が設置する病院。
2. 所在地については、市町村名（東京都特別区にあっては区）を記載して下さい。
3. 【Q1】については、平成30年8月1日時点で病院内に電気を供給する非常用電源（自家用発電機）を保有していれば「○」、保有していなければ「×」を選択して下さい。
4. 【Q2】については、Q1で「○」と回答した病院は回答して下さい。
5. 【Q2】については、平成30年8月1日時点で電気事業法(昭和39年法律第170号)第42条に規定する保安規程に定めた定期点検（発電機を含めた電気設備）を、
 - ・当該規程に定めた周期で実施していれば「○」、
 - ・定期点検（停電により設備を停止状態にして行う点検）を実施していなければ「×」を選択して下さい。

定期点検（停電により設備を停止状態にして行う点検）を実施していない場合には、実施する予定を記載して下さい。（例：平成30年9月に点検が完了予定の場合、平成30年9月予定と記載して下さい。）

なお、電気事業法では、事業用電気工作物の設置者は電気工作物の保安を確保するために保安規程を定め、主務大臣（所轄の産業保安監督部長）に届け出ることになっており、設置者等は具体的な点

検の基準・方法等は保安規程の中で定め、当該規程を遵守することになっております。

定期点検の詳細は「自家用電気工作物保安管理規程（JEAC8021）」に、また外部委託の場合は「主任技術者制度の解釈及び運用」（内規）に定められており、年次点検として1年に1回、絶縁抵抗値、接地抵抗値、継電器に関する検査を行うこととなっており、これらは停電により設備を停止状態にして行う点検となっております。

○電気事業法（抄）

第四十二条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用（第五十一条第一項の自主検査又は第五十二条第一項の事業者検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

2 ～ 3（略）

4 事業用電気工作物を設置する者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

○自家用電気工作物保安管理規程（JEAC8021）

第230節3（定期点検）

1 電気主任技術者等は、保安規程に基づき定期的に点検を行うこと。

2 前項の点検は、次の各号の周期で行うこと。

① 月次点検：1カ月ごとに1回

② 年次点検：1年ごとに1回

3（略）

4 1項の点検のうち2項②の点検による確認は、次の各号の測定・試験を行うこと。

① 電路の絶縁抵抗測定

② 接地抵抗測定

③ 保護継電器試験

④ 非常用予備発電装置試験

⑤ 蓄電池試験

⑥ その他必要に応じた測定・試験

5 外部委託の場合にあつては、電気主任技術者等は、「平成15年経済産業省告示第249号」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の要件に従い点検を行うとともに、問診を行うこと。

6. 【Q3 A】については、非常時にスプリンクラー設備、屋内消火栓設備等の消防用設備等に電気を供給する自家発電設備（以下「消防用自家発電設備」という。）を保有する場合において、平成30年8月1日時点で消防法第17条の3の3の規定に基づき、
・消防用自家発電設備の点検を実施するとともに、当該点検結果を

概ね一年以内に所管の消防長又は消防署長に報告していれば「○」、

・消防用自家発電設備の点検は実施しているが、当該点検結果を概ね一年以内に所管の消防長又は消防署長に報告していなければ「△」、

・消防用自家発電設備の点検を実施していなければ「×」を選択して下さい。

また、消防用自家発電設備を保有していなければ「-」を選択して下さい。

なお、消防法では消防用設備等に対する非常電源（自家発電設備を含む。）の設置が義務づけられており、この消防用設備が停電時にも確実に作動し、電気が供給できるよう、当該非常電源を自ら点検又は有資格者に点検させ、その結果を所管の消防長又は消防署長に報告することになっております。

○消防法（抄）

第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

○消防法施行規則（抄）

第三十一条の六 法第十七条の三の三の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

7. 【Q3 B】については、非常時に非常用エレベーター、排煙設備等に電気を供給する非常用電源（自家用発電機）を保有する場合、

・平成30年8月1日時点で建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に規定する検査のうち、特定行政庁から求められている検査を実施するとともに、特定行政庁に報告していれば「○」（国又は特定行政庁が自ら所有する建築物については報告義務がないので検査を実施していれば「○」）、

・検査は実施しているが、当該検査結果を特定行政庁が定める時期の間に特定行政庁に報告していなければ「△」、

・検査及び報告を実施していなければ「×」を選択して下さい。

また、非常時に非常用エレベーター、排煙設備等に電気を供給する非常用電源（自家用発電機）を保有していなければ「-」を選択

して下さい。

なお、建築基準法では非常用エレベーター等に対し、予備電源の設置が義務づけられており、予備電源が停電時に確実に作動し、電気が供給できるよう定期に一級建築士等に検査させ、その結果を特定行政庁に報告することになっております。

※国又は特定行政庁が自ら所有する建築物については、検査義務はありますが、報告義務はありませんのでご留意ください。

○建築基準法（抄）

第十二条

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

○建築基準法施行規則

第六条 法第十二条第三項の規定による報告の時期は、建築設備又は防火設備（以下「建築設備等」という。）の種類、用途、構造等に応じて、おおむね六月から一年まで（ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、一年から三年まで）の間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。）とする。

8. 【Q3 A、B】について「×」を選択した場合、その右欄に必要な全ての手続等が完了する予定時期を記載して下さい。（例：平成30年9月に検査等が完了予定の場合、平成30年9月予定と記載して下さい。）